

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正
する条例

第1条 大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年大磯町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120.0」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月30日提出

大磯町長 中 崎 久 雄